

国での検討状況について
(子ども・子育て会議、基準検討部会等)

1 地域型保育事業

○小規模保育

平成 25 年 8 月 29 日第 4 回子ども・子育て会議基準検討部会資料を基に、12 月 26 日の子ども・子育て会議及び基準検討部会合同会議資料を踏まえて作成

○家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育

平成 25 年 12 月 26 日第 10 回子ども・子育て会議及び第 11 回基準検討部会合同会議参考資料より作成

●事業の仕組み

教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こど園）に加え、以下の地域型保育事業（①～④）の中から利用者が選択できる仕組みとする。

- ① 小規模保育
- ② 家庭的保育
- ③ 居宅訪問型保育
- ④ 事業所内保育

●事業のコンセプト

- ① 地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応
 - ・大都市部の待機児童対策
 - ・児童人口減少地域の保育基盤維持
- ②多様なスペースを活用して質の高い保育を提供

●認可基準

保育需要の増大に機動的に対応できるように客観的な認可基準とする。

①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、次の要件を満たすことを求める。

- ・経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識・経験

②供給過剰による需給調整が必要な場合等を除き、認可する。

※この認可基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する。

●小規模保育事業の事業構成

A型	分園型	保育所分園に近い類型
B型	中間型	中間的な類型
C型	グループ型	家庭的保育に近い類型

●各事業の特徴

区分	形態
小規模保育	比較的小規模で家庭的保育に近い雰囲気で、きめ細かな保育を実施
家庭的保育	家庭的な雰囲気で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施
居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育 集団保育が著しく困難であると認められる障害や疾病等を持つ乳幼児や母子家庭の乳幼児等に対する保育

2 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）について

平成 25 年 11 月 11 日厚生労働省第 6 回放課後児童クラブの基準に関する専門委員会資料を基に、12 月 26 日子ども・子育て会議及び基準検討部会合同会議資料を踏まえて作成

●放課後児童クラブの基準

- 放課後児童クラブ設備及び運営について、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定める。
- 小学 6 年生まで事業の対象範囲であることが明確化
ただし、対象年齢は、事業の対象範囲を示すものであり、個々のクラブにおいてすべて 6 年生までの受け入れを義務化したものではない。
- おもな基準

区分	内容
従事する者	有識者（保育士資格、社会福祉士、幼稚園教諭等）
員数	2 人以上を配置することを原則、うち 1 人は有資格者
児童の集団の規模	おおむね 40 人までとすることが適当
専用スペース	児童 1 人当たりおおむね 1.65 m ² 以上の面積を確保
開所時間	平日は 1 日 3 時間以上、休日は 1 日 8 時間以上を原則

3 確認制度

平成 25 年 12 月 26 日子ども・子育て会議及び基準検討部会合同会議資料を基に、1 月 24 日の自治体向け説明会資料を踏まえて作成

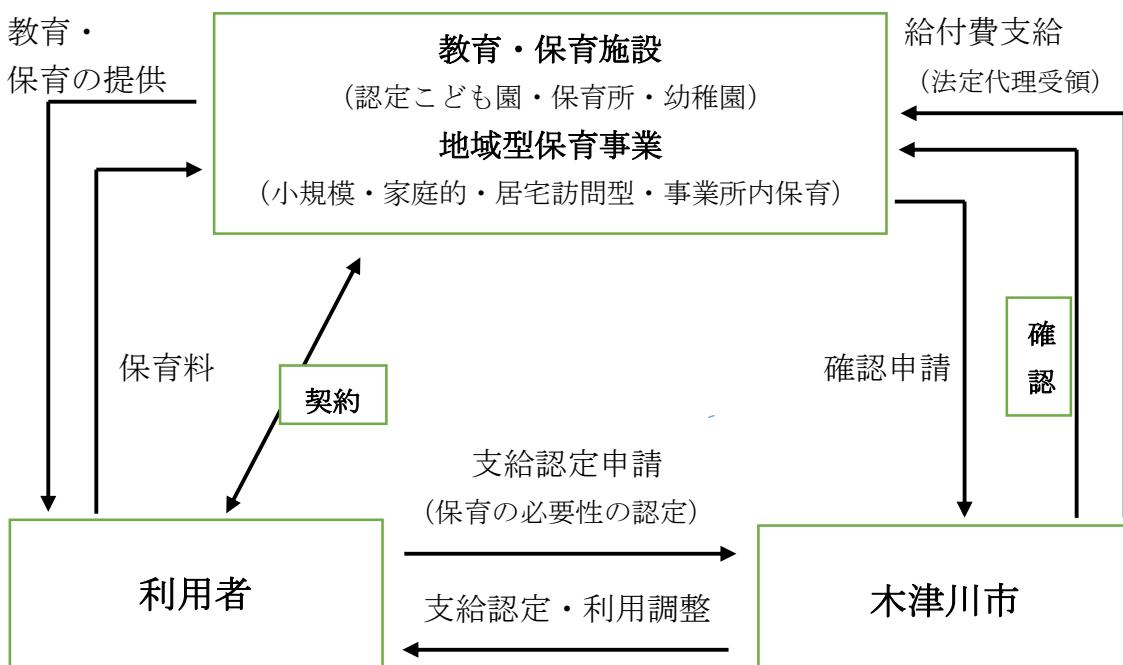
●運営方法

市町村（給付の実施主体）が、認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画（子ども・子育て会議で策定中）に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認し、給付費（委託費）を支払う。

※この確認基準は、国が定める基準を踏まえ、市町村が条例として策定する。

保育の必要性の認定区分

1号認定	満3歳～5歳で	保育の必要性なし（教育のみ）
2号認定	満3歳～5歳で	保育の必要性あり（教育+保育）
3号認定	0歳～2歳で	保育の必要性あり（保育のみ）



※ 私立保育所については、従来同様、利用者と市町村の間の契約となり、保育料は市町村へ支払い、市町村から保育所へ委託費を支払う。

●利用定員

市町村が、各施設・事業の類型に従い、1号認定、2号認定、3号認定の区分ごとに利用定員を定める。

最低定員

特定教育・保育施設	
認定こども園	幼保連携型
	幼稚園型
	保育所型
	地方裁量型
保育所	20人以上
幼稚園	最低利用定員を設けないことを基本
特定地域型保育事業	
小規模保育	6人以上19人以下
家庭的保育	5人を上限
居宅訪問型保育	1:1が基本
事業所内保育	上限を設げず

4 保育の必要性の認定（支給認定基準）

平成26年1月24日国の自治体担当者向け資料等を基に作成

●保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性を認定」し、認定証を交付する。

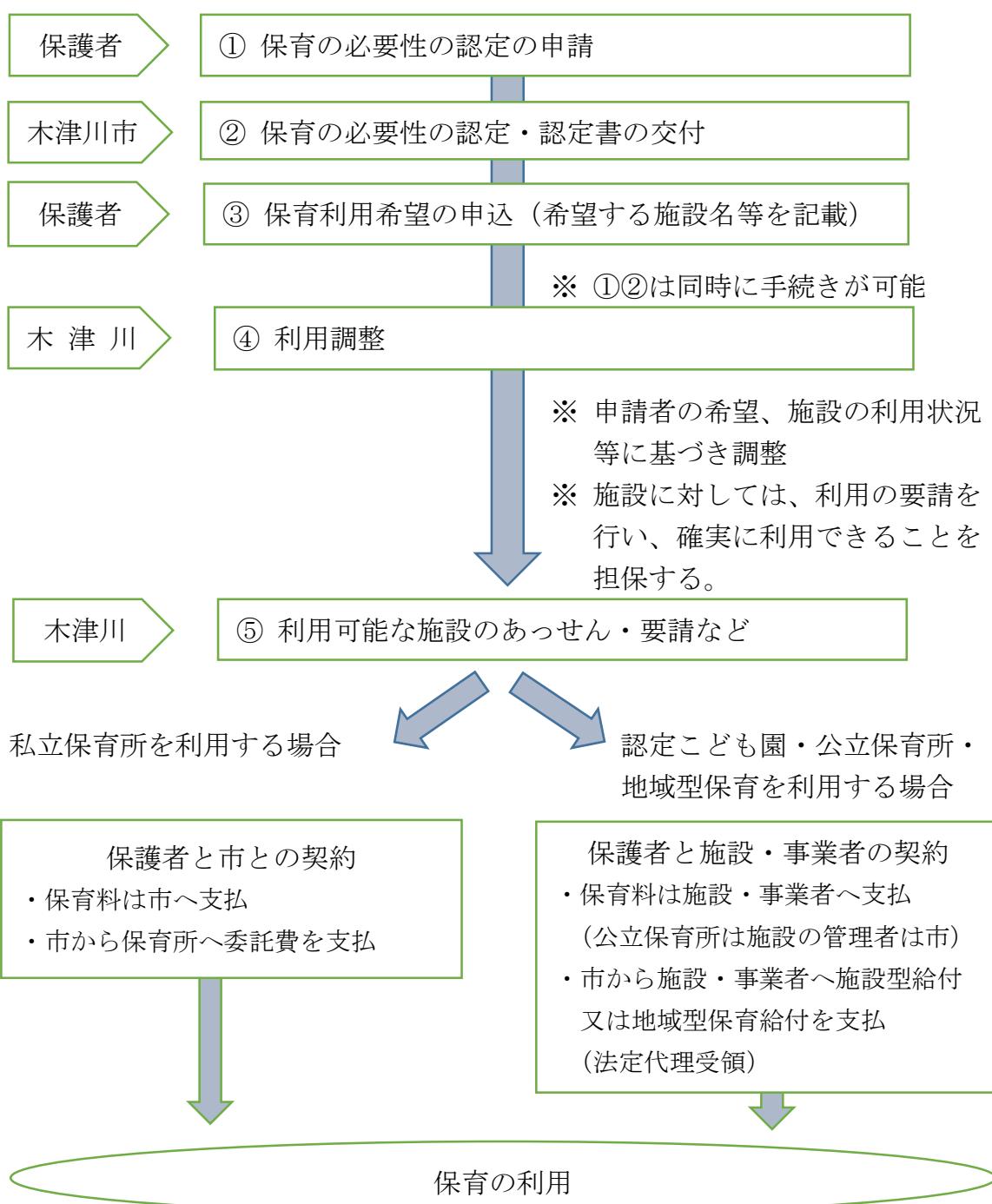
○認定区分

保育の必要性の認定区分は次の3区分

- [1号認定] 満3歳～5歳で 保育の必要性なし（教育のみ）
- [2号認定] 満3歳～5歳で 保育の必要性あり（教育+保育）
- [3号認定] 0歳～2歳で 保育の必要性あり（保育のみ）

保育を必要とする場合の利用手順（イメージ）

- 保育を必要とする子供のすべての施設・事業の利用について、木津川市が利用の調整をおこなう。
 - 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
 - 私立保育所は、市と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市が行う。



○認定基準

保育の必要性の認定に当たっては、国は、以下の3点について、認定基準を策定する。

①事由

保護者の就労又は疾病

- 同居親族等が保育できない場合の要件の取り扱いについて、外す又は必要度を低くする方向で検討
- フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等、基本的にすべての就労を対象とする。
- 就労以外の事由として、「保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等」を対象とする。

②区分（保育必要量）

保育の必要量に応じて、「長時間認定」と「短時間認定」に区分

長時間 主にフルタイムの就労を想定

短時間 主にパートタイムの就労を想定

③優先利用

ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケース等について優先利用枠を設ける。

保育の必要性の認定基準に関する方向性

実際の運用に当たっては、更に細分化・詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、「事由」「区分」「優先利用」を組み合わせて、保育の必要性認定・優先順位づけをするなど市町村ごとに運用

	現行	新制度
事由	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの「保育に欠ける」事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること。 <p>①昼間労働することを常態としていること（就労） ②妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠・出産） ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること（保護者の疾病、障害） ④同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護） ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧） ⑥前各号に類する状態にあること（その他）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかの「保育の必要性」の事由に該当すること 同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能 <p>①就労 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く） ※居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む ②妊娠・出産 ③保護者の疾病、障害 ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ※起業準備含む ⑦就学 ※職業訓練校等における職業訓練を含む ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、すでに保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

	現行	新制度
区分	1区分	2区分 ※長時間と短時間

	現行	新制度
優先利用	<ul style="list-style-type: none"> ・入所判定の各事由における優先度をつけた上で、同優先度上の調整指標として「ひとり親家庭」等について加点して対応 ・障害児保育など、受入施設・枠が設定されているような場合は、事実上、優先的に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童の発生状況、事前の予測可能性や個別ケースごとの対応等の観点を踏まえ、調整指標上の優先度を高めることにより、「優先利用」を可能とする仕組みを基本 ・優先利用の対象として考えられる事項 <ul style="list-style-type: none"> ①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③生活中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもが障害を有する場合 ⑥育児休暇明け ⑦兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合 ⑧小規模保育など、地域型保育事業の卒園児童 ⑨その他、市町村が定める事由